

令和9年4月1日から施行される法改正について 労働安全衛生法改正の主なポイント④

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。
今回は、令和9年4月1日施行のものです。

労働安全衛生法第30条の4（新設）

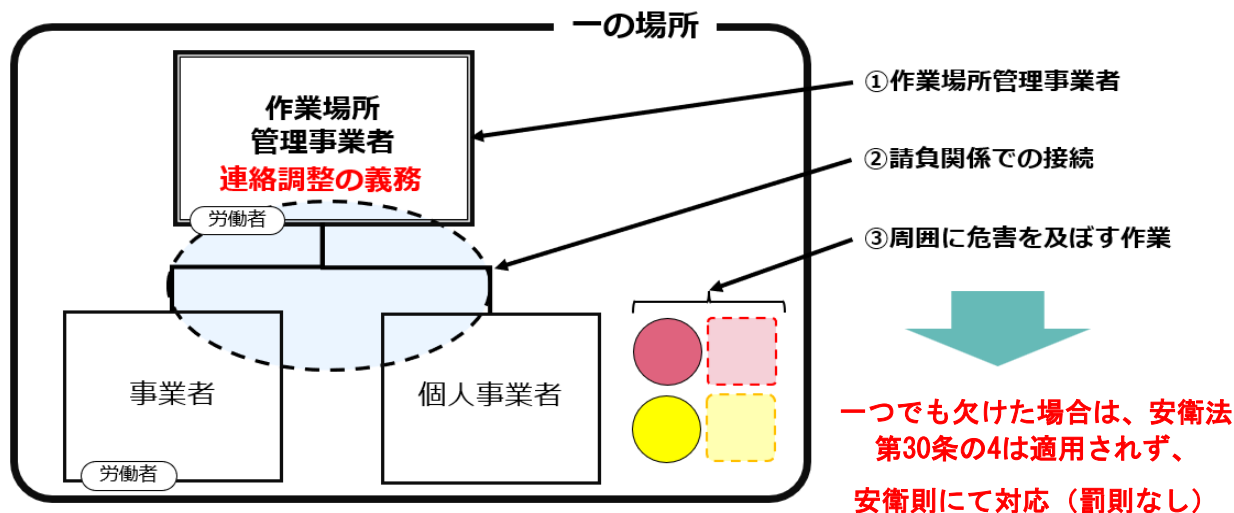
作業場所を管理する事業者による労働災害防止のための措置の実施 [施行期日：令和9年4月1日]

業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬出・搬入作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に対して、労働災害を防止するため、作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが新たに創設されます。

“作業場所管理事業者が管理する場所”に立ち入る者による作業であっても、当該作業場所管理事業者との間が請負関係でない場合には、安衛法第30条の4の対象にはなりません。「請負人」について、仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものです。

対象になる「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」は、陸運業に関連性が深い主なものとして、①フォークリフト、移動式クレーン、クレーン、玉掛け、テールゲートリフターなどの各作業、②はい作業主任者が必要となる作業、③車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者が必要となる作業、④トラックによる荷の搬入・搬出業務、⑤フォークリフト等の定期検査、補修等の業務があります。

連絡及び調整は、会議、書面、電子的手段その他適切な方法により行う必要があります。



労働安全衛生規則第643条の12（新設）

労働安全衛生法第30条の4が適用されない場合の措置 [令和9年4月1日施行]

第30条の4が適用されない混在作業においても、当該作業により労働災害が生ずるおそれがあることから、労働安全衛生規則第643条の12が適用されます。

作業場所管理事業者が安全確保のために作業時間の変更や作業区域の区分、立入制限、人や車両の動線の指定などを行った場合には、それに合わせて自らの作業方法を見直したり、作業手順を変更したりするなど、必要な措置を講じなければなりません。

作業場所管理事業者がいない一の場所においては、随時、当該他の事業を行うものと相互に連絡及び調整を行うようにしてください。